

## 平成29年度 第1回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：平成29年7月28日（金）14時～

場 所：市役所別館3階 第3会議室

### ■会議次第

#### 1 開会

#### 2 議題

- ① 委員の紹介（会長・副会長の選任について）
- ② 門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定に係る諮問について
- ③ 門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況及び門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定について
- ④ 平成28年度相談支援事業の実績及び状況等について
- ⑤ 障害者優先調達推進法に係る市の取組について
- ⑥ その他

#### 3 閉会

### ■配布資料

#### <事前配布>

会議次第、協議会委員名簿

資料1 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

資料2 門真市における障がいのある人の状況

資料3 門真市第4期障がい福祉計画の取り組み状況

資料4 門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定スケジュール（案）

資料5 門真市障がい者基幹相談支援センターえーる 実施状況

資料6 門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス 実施状況

資料7 障がい者相談支援事業所 あん 平成28年度 実施状況

資料8-1 障害者優先調達推進法に係る市の取組について

資料8-2 平成28年度調達額実績

資料8-3 障がい者優先調達目標と実績（経年）

資料8-4 平成29年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

#### <当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市第3期障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）  
門真市附属機関に関する条例（抜粋）  
門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員（会長）、田邊委員、清石委員、古友委員、福田委員、大北委員、松村委員、中村委員、野志委員、東野委員、松田委員、宮口委員

事務局：保健福祉部 市原部長、障がい福祉課 北倉課長、東谷課長補佐、池尻課長補佐、池田主任、宇崎主査

【コンサル／(株)ぎょうせい】

河野恵子、重野豊和

■欠席者

委員：香西委員、郡司委員、中井委員（副会長）

■傍聴者：2名

■議 事

開 会

事務局： ただいまより、平成29年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催させていただきます。本日は御多忙にもかかわらず、多くの委員にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。私は本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課主任の池田と申します。どうぞよろしく願いいたします。今年度の本協議会につきましては、門真市第4期障がい福祉計画が29年度で終期を迎え、本年度は、30年度から32年度までの3年間を期間とする第5期障がい福祉計画を策定するにあたり、委員の皆様からご意見をいただくため、年4回の開催を予定しています。本日、第1回目の会議では計画策定の諮問を行い、最終第4回の会議では計画最終案の答申を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、本協議会の開催にあたりまして、宮本市長よりご挨拶を申し上げます。

市 長： 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました宮本でございます。本日は平成29年度の第1回門真市障がい者地域協議会に、皆さんご参加賜りまして誠にありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げます。平素は市政各般に対しまして、とりわけ障がい者福祉に対しまして、皆様の多大なご尽力を賜っておりますことを、まずもってお礼申し上げます。障がい者、また障がい福祉等に関しましては、施策といえますか、様々な形で大きく広がり、また、深まりを見せてきているのかなと思っております。これまで至らなかつた理解というところも、多くの方々の理解が進んできているだろうと思っておりますが、現状で言えば、重度心身の方々であったり、今まで障がいと認識していなかつたのが、新たに障がいという形で、例えば、発達障がいの問題であったり、色々な課題が広がっております。また、親亡き後という形で、障がいのある方がいらっしゃるご家庭が、今後高齢化

していくなかで、新たな課題というのも出てきていることも事実であります。そういう面では、いかに障がいをお持ちの方々、また、それを取り巻く皆さん方が、地域の中でしっかり生きがいを持って生活していただけるような環境を、門真市としてもどのように推進していくかが一番大きな課題であろうと思っております。是非、そういった意味合いでは、より一層の施策の必要性、考えというものを、皆さんのなかでしっかりご議論いただきまして、今般、お願いをさせていただきます、門真市第5期障がい福祉計画及び第1期となります障がい児福祉計画に關しまして、皆さんにしっかりとご議論をいただきたいと思っている次第です。限られた時間であるとは思いますが、皆様方にしっかりと議論を尽くしていただきまして、門真市の障がいに関わる様々な福祉施策の推進にご尽力をあらためて賜りますようお願いを申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局： 続きまして、「議題① 委員の紹介」にまいります。本日は、平成29年度、第1回目の会議でございます。今年度新たに委員の委嘱を行っておりますので、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

種智院大学教授 小寺鐵也様。

委員： 小寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 守口保健所所長 田邊雅章様。

委員： 田邊でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市社会福祉協議会事務局長 清石広一様。

委員： 清石でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市民生委員児童委員協議会副会長 古友繁一様。

委員： 古友でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市障がい福祉を考える会代表 福田章男様。

委員： 福田章男です。よろしくお願いいたします。

事務局： 晋栄福祉会総合施設長 大北淳様。

委員： 大北です。よろしくお願いいたします。

事務局： 大阪府中央子ども家庭センター総括主査 松村由貴様。

委員： 松村です。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス所長 中村浩治様。

委員： 中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 門真公共職業安定所統括職業指導官 野志秀憲様。

委員： 野志でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市手をつなぐ育成会理事長 東野弓子様。

委員： 東野でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真クラブ・合同スタッフ会議代表 松田琴美様。

委員： 松田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長の宮口康弘でございます。

委員： 宮口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。なお、門真市医師会理事の香西孝純様、大阪府立守口支援学校校長の郡司弘子様、門真市身体障害者福祉会会長の中井悌治様はご欠席で

ございます。委員15名中、現在出席者は12名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条に規定されております委員の半数以上が出席となっておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に事務局の紹介をいたします。保健福祉部部長の市原でございます。

部 長：保健福祉部長の市原です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：障がい福祉課課長の北倉でございます。

(課長)：北倉でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：同じく課長補佐の東谷でございます。

(課長補佐)：東谷でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：同じく課長補佐の池尻でございます。

(課長補佐)：池尻でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：同じく主査の宇崎でございます。

(主査)：宇崎です。よろしくお願いいたします。

事務局：また、今回の障がい福祉計画のコンサルティング委託先の株式会社ぎょうせいの河野主任研究員様、重野様にもお越しいただいております。

㈱ぎょうせい河野、重野：よろしくお願いいたします。

事務局：本年度から新たに委員の委嘱を行いますので、本協議会の進行を行っていただく会長につきましては、新たに選出が必要となります。門真市附属機関に関する条例施行規則の第4条には、「会長及び副会長は、委員の互選により定める」と規定されておりますので、会長及び副会長が選出されるまでの間、事務局にて会議の進行をさせていただきたいと存じます。会長及び副会長の選出については、いかがいたしましょうか。

C委員：はい。会長には種智院大学の教授として、障がい者施策についての豊富な経験と知識をお持ちの小寺委員を推薦したいと思います。また、副会長には、本日は欠席ではございますが、長年、門真市身体障害者福祉会の会長を務められ、そのほか、門真市障がい支援区分等認定審査会の前委員であり、障がい者施策にも精通しておられます中井委員を推薦いたしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局：ただいま、C委員より、会長には小寺委員、副会長には中井委員と推薦がありましたが、委員の皆さま、他にご意見はございますでしょうか。

B委員：異議なし。

事務局：ほかにご意見がないようですので、会長は小寺委員に、副会長は中井委員にお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(各委員から拍手で賛意が示され、了承される。)

では、会長には小寺委員、副会長には中井委員にお願いいたしたいと存じます。

それでは、小寺会長に就任に当たりましてのご挨拶をお願いいたします。

会 長：改めまして、小寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今年度、第5期の門真市障がい福祉計画、それと児童福祉法の改正によりまして、第1期の障がい児福祉計画という2つの計画を併せ持った計画を立てていくということになっております。来年度から3年間の計画ですが、市長さんからもご挨拶がありましたように、かなり障がいの世界も複雑化しております。ニーズもかなり多様化しております。その中で、どういった施策を打っていくのか、門真市にお住まい

の障がい者の方に対する施策が問われていくと思います。どちらにしても高齢の問題もそうですが、障がいの問題も、かなり地域に根差した取組が、今、叫ばれています。ですから、地域の中で、いかにシステムを作って進めていくのかが問われていくのかなというように思っています。どちらにせよ、今年度4回の会議ですので、集中した議論があるかなと思っっているわけですが、皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして「議題② 門真市第5期障がい福祉計画及び門真市第1期障がい児福祉計画の策定に係る諮問について」に移ります。

市長：門真市障がい者地域協議会会長小寺鐵也様。門真市第5期障がい福祉計画及び門真市第1期障がい児福祉計画を策定するために必要な事項について、貴協議会の意見を求めます。門真市長宮本一孝。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。なお、宮本市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

市長：それでは皆さん、よろしくお願いいたします。  
(市長退席)

事務局：それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日配布させていただきました資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第3期障がい者計画冊子、門真市第4期障がい福祉計画冊子でございます。両計画の冊子につきましては、既にお出ししているものですので、会議中の参考資料としてご使用になり、お持ち帰りにならないようお願いをいたします。なお、新たに委員になられた方につきましては、お持ち帰りいただくようお願いいたします。次に事前に配布いたしました資料は、協議会次第、協議会委員名簿、資料1 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について、資料2 門真市における障がいのある人の状況、資料3 門真市第4期障がい福祉計画の取り組み状況、資料4 門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定スケジュール(案)、資料5 門真市障がい者基幹相談支援センターえーる 実施状況、資料6 門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス 実施状況、資料7 障がい者相談支援事業所 あん 実施状況、資料8-1 障害者優先調達推進法に係る市の取組について、資料8-2 平成28年度調達額実績、資料8-3 障がい者優先調達目標と実績(経年)、資料8-4 平成29年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針、以上でございます。また、その他の参考資料といたしまして、門真市情報公開条例(抜粋)、審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)、門真市附属機関に関する条例(抜粋)、門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)も配布しております。以上、不足等ございましたら、お知らせください。

本日の会議の公開につきましては、個人のプライバシーに関する情報は最大限考慮し、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。なお、会議録につきましては、門真市情報公開条例の第6条の6号に掲げる不開示情報に関する情報について配慮した上、全文を開示します。また、この会議録は、不開示情報を除いて公開するものでありますので、ご了承ください。各員の氏名等につきましても情報公開を請求された場合、公開することがありますので、ご了

承ください。

それでは、会長が決定しておりますので、これ以降の進行につきましては、小寺会長にお願いいたします。

会 長： はい、そうしましたら、お手元の会議次第に即して議事を進めていきたいと思えます。次第の「議題③ 門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況及び門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： それでは事務局より、議題③のうち、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画についてご説明させていただきます。座って説明いたします。資料1をご用意ください。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画につきましては、いずれも法定計画となっております。そして、国により基本指針というものが改正されますが、その大きなポイントとしましては、1ページの下に6点挙げています。

まず、1点目、地域における生活の維持及び継続の推進ということで、基幹相談支援センターの有効活用等を図っていくことがうたわれています。2点目が精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、この点は政策理念として明確にするということが規定されています。3点目が就労定着に向けた支援ということで、就労定着支援サービスが創設され、それに伴って成果目標に職場定着率が追加されます。4点目が障がい児のサービス提供体制の計画的な構築ということで、提供体制の確保等の関連事項についても計画に明記するということとなります。5番目が地域共生社会ということで、これは国の方で盛んに言われてきておりますが、高齢者、障がい者、児童等福祉サービスの相互、または一体的に利用しやすくなる仕組みづくりであるとか、地域住民等による支援の地域づくりとがあります。これは、例えば、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくするために、介護保険制度と障がい福祉制度に新たに共生型サービスということで位置づける、というようなことになっていきます。対象サービスとしては、ホームヘルプサービスとか、デイとかショートなどを想定しているということですが、詳細はこれからということになります。6点目が発達障がい者支援の一層の充実ということで、発達障がい児者の増加に伴いまして、身近な地域で必要な支援を受けられるように、適切な配慮をすることの重要性の明文化となっております。

これらにつきましては、詳しくは資料1の7ページ以降に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律について」に記載しておりますので、改めてゆっくりご覧いただければと思います。

続きまして、2ページをご覧ください。2ページは、基本指針改正に伴い、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に盛り込むべき内容ということで、義務を黒丸に、努力義務を白丸に分けて書いております。第5期障がい福祉計画につきましては、これまで通り、障がい福祉サービス、相談支援、あるいは地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、それから各年度、平成30年度から32年度の3か年ですが、障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見

込み、実施に関する考え方や量の見込み、を障がい者数や障がいの状況を勘案して見込むこととされています。そして、右の吹き出しには、新たなサービス・目標等について記載しています。そのうち、3つ目の黒丸ですが、低所得の高齢障がいの介護保険等サービスの利用者負担の軽減についてです。これは65歳になりますと、基本的には介護保険制度に移行し、1割負担が必要になりますが、障がい福祉サービスでは低所得ですと無料で利用できますので、65歳を超えると利用者負担が発生することになります。そこで、一定期間障がいのサービスを継続利用されてきた方が介護保険に移行された場合に、65歳以上になってもその負担分については障がい福祉制度で償還するという仕組みです。4つ目の黒丸の就労定着支援1年後の就労定着率を新たに設定ということですが、これについては新たに成果目標の1つにも設定されており、就労定着支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることが、基本指針に盛り込まれています。5つ目の黒丸の地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備ということですが、これにつきましては、第4期計画の策定時の基本指針に新規規定されたもので、今回も挙げられています。

それから、今回、新たに計画策定することが必要な第1期障がい児福祉計画ですが、これにつきましては、放課後等デイサービスなどの療育を目的とした障がい児通所支援であるとか、障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項など、4項目が義務となっております。それから、吹き出しについては、居宅訪問支援サービスなど新設されるサービス、目標が記載されています。サービス内容については国資料の6ページ以降をご覧くださいと思います。そのほか、医療的ケア児支援の協議の場の設置については、平成30年度末までに設置という内容です。

以上のようなことを第1期障がい児福祉計画に盛り込む必要があるということになります。

次に、3ページには、「第4期障がい福祉計画策定以降の障がい者関連法等の動向」ということで、4つの法律を紹介しておりますので、ご覧いただければと思います。

次に4ページをご覧ください。4ページは、計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方(案)を記載しております。③の大阪府における最重点課題としましては、3点挙げられています。1つ目が地域生活への移行ということですが、入所施設からの地域移行については、「第4期障がい福祉計画」に掲げた目標の達成は厳しい状況ではありますが、さらに取り組みをお願いしたいということ、それから精神科病院からの地域移行に関しましては、精神障がいの地域移行に関するネットワーク構築をめざし、市町村の取り組みを支援していくということです。2つ目が就労支援の強化ということで、福祉施設からの一般就労移行者数については、年々増加してはいますが、職場定着支援の必要性ということで、国の方も新たなサービスの創設もあり、取り組むことが必要であるということ、また、就労移行支援事業所の就労実績の二極化や、工賃水準については市町村により差があり、大阪府は元々全国の中でも水準が低いということで取り組みを進めてきておりますが、今後も取り組んでいくことが必要ということです。また、就労継続

支援A型事業の利用者につきましては、増加傾向にあるものの、利用開始1年以内の退所者が多いなどの課題があり、今後は就労アセスメントの強化等の取り組むことが必要としています。3点目、5ページになりますが、発達障がいとか、高次脳機能障がい、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者など「施策の谷間にあった分野への支援」にも引き続き取り組んでいくということです。こうしたことを受けまして、今回の計画についてもそれを踏まえて策定することが必要になるかと思えます。

続きまして、6ページをご覧ください。6ページは、大阪府における成果目標と活動指標の関係ということで、今回は成果目標と活動指標については、こういう項目がありますということをお示しします。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長： はい。ここまでの事務局からのご説明で、委員の方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

いかがですか。よろしいでしょうか。そうしましたら、引き続き事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局： それでは、資料2の説明をさせていただきます。門真市における障がいのある人の状況でございます。お手元の資料2に沿いましてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。まず、身体障がいのある人の状況でございます。身体障がい者手帳所持者数につきましては、平成27年までは、増加し続けておりましたが、その後、減少に転じまして、平成29年4月1日現在では5,348人となっております。年齢別では、18歳未満が71人、18歳以上が5,277人となっております。18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は3,793人で、全体の約71%を占めております。また、身体障がい者手帳所持者数の増加の伸びにつきましては、平成20年から23年までは毎年100人を超える増加を示しておりましたが、平成25年以降は鈍化し、平成27年からは減少に転じております。

続きまして、2ページをご覧ください。障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数でございます。1級及び2級の重度の人につきましては、平成29年4月1日現在では2,496人で、年々増加しておりましたが、身体障がい者手帳所持者総数に占める率は約46.7%となっており、この重度率は平成20年以降、わずかながら低下傾向を示しておりましたが、27年以降は増加傾向で推移しております。

続きまして、3ページをご覧ください。平成29年4月1日現在の障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成につきましては、肢体不自由が53.9%で最も多く、半数を超えております。次いで「内部障がい」が28.2%、「聴覚・平衡機能障がい」が9.9%、「視覚障がい」が6.6%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が1.3%となっております。また、身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合は、概ね上昇を続けてきましたが、平成27年には4.29%、平成28年には4.31%、平成29年が4.30%と横ばいになっております。

続きまして、4ページをご覧ください。知的障がいのある人の状況でございます。療育手帳の所持者数につきましては年々、増加し続けておりましたが、平成29年4月1日現在では1,298人、そのうち、18歳未満が343人、18歳以上が955人となっており、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は76人で、全体の約6%となっております。

ります。また、療育手帳所持者数の増加の伸びにつきましては、平成20年以降では、平成25年から27年を除き、対前年比で、50人程度増加しております。うち18歳未満は、平成25年の350人をピークに340人前後で推移しておりますが、18歳以上は、年々増加を続けています。

続きまして、5ページをご覧ください。障がいの程度別療育手帳の所持者数でございます。療育手帳Aの重度の人につきましては、平成29年4月1日現在では537人となっております。療育手帳所持者総数の約41.3%となっております。重度者数につきましては、平成20年に比べまして129人増加しておりますが、療育手帳所持者の総数が増加しているため、重度率としましては低下傾向にあります。また、療育手帳所持者の総人口に対する割合は、上昇を続けており、平成28年には、1.00、平成29年には1.04となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。重度心身障がいのある人の状況でございます。身体障がい者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障がいのある人の状況につきましては、18歳未満の子どもは、平成27年以降、減少傾向にありますが、18歳以上では、平成27年が94人、平成28年が97人、平成29年が101人と、年々わずかながら増加傾向にあります。

続きまして、7ページをご覧ください。精神障がいのある人の状況でございます。精神障がい者保健福祉手帳の所持者数につきましては、平成29年4月1日現在では、1,204人、そのうち18歳未満が42人、18歳以上が1,162人となっており、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は192人で、全体の約16%となっております。平成20年以降は、年平均およそ75人増加しており、自立支援医療費の受給者数につきましては、下のグラフにはございませんが、平成29年4月1日現在では2,439人となっており、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の約2倍となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳の所持者数でございます。精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の人につきましては、平成29年4月1日現在では、93人で、平成24年以降、減少傾向を示しており、重度率につきましても、平成22年以降、低下し続けております。また、精神障がい者保健福祉手帳の所持者の総人口に対する割合は、身体障がい者手帳所持者や療育手帳所持者以上に上昇を続けており、平成29年には0.97となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。最後に、難病等の疾患がある人の状況でございます。保健所による医療助成の対象者数は、平成24年4月1日現在の821人が、平成29年4月1日現在では、1,108人、平成29年5月10日現在では、1,115人と増加しております。これは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病が順次、拡大されたことによるものが大きいと考えられます。

難病の疾患による医療費助成の対象者のうち、身体障がい者手帳所持者は、平成29年4月1日現在で264人となっております。また、障がい者手帳を所持しておらず、難病等のみによる障がい福祉サービスの利用者数は、2人となっておりますが、総合支援法による福祉サービスの対象疾患も、難病法に基づく医療助成対象疾患と同様に対象が拡大されておりますことから、今後、このようなサービス利

用者は増加することが予想されます。

以上、門真市における障がいのある人の状況について、説明させていただきました。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明で、何か委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

C委員： 2ページのところですが、身体障がい者の重度の方で65歳以上の方の人数が分かりましたら教えていただきたい。

会 長： わかりますでしょうか。

事務局： 2,496人中で65歳以上が何人か？ということでしょうか。現状でそこまで出せていないのですが。

会 長： 本来は介護保険対応の方ですね。

C委員： そうですね。特に65歳以上でも重度の傾向が強いかと思います。その中で、65歳以上の方が介護保険に移行されるのですが、何人位いらっしゃるのかなと思います。

会 長： では、次回に報告をいただけますか。

事務局： 次回までに調べておきます。

会 長： 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたら、引き続きご説明をお願いいたします。

事務局： 事務局より、門真市第4期障がい福祉計画の取り組み状況について、ご説明いたします。座って説明いたします。それでは資料3をご覧ください。

まずは1、成果目標ですが、大阪府の最重点課題の一つ、1ページの(1)施設入所者の地域生活への移行です。これは入所施設から地域生活へ移していくということで、2項目あります。一つ目は平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を平成29年度末までに地域生活へ移すということを最低基準に設定しています。下の表をご覧ください。実績値の平成27・28年度の地域生活移行者数の累計が6人となっており、目標値については上の表、中央部分に、平成29年度末の地域生活移行者数を13人と設定していますので、29年度中に残りの7人が移行できるかどうかになります。厳しい見込みではありますが、2つ目が施設入所者の削減数ということで、これについては平成25年度末における施設入所者から4%を最低として削減するという設定になっています。これについては6人、6.7%と設定しましたが、これについては27・28年度で既に8人ということで、目標については達成しています。

続いて2ページをご覧ください。(2)の入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行ということで、これについては3項目あります。一つ目は、平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。2つ目は、入院後1年時点の退院率を91%以上とする。3つ目は、平成29年度における1年以上の長期に渡って入院されている人数を、平成24年度の6月末時点から18%以上削減するという、なっています。いずれも国基準の目標ですが、これらについては、大阪府の調査により、達成状況がわかりますので、今後、大阪府の発表を待つということになるかと思えます。

(3)は地域生活支援拠点等の整備ということで、これは第4期の時に新規に設定された項目になります。これも国基準に沿った目標設定ということで、大阪府は平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備するという目標であり、門真市で1か所整備する目標に対し、3ページの検討結果として、平成30年4月に、多機能拠点整備型を整備予定として、進めております。この地域生活支援拠点等の整備に求められる機能としては下の黒丸の5つがあります。そして、本市が考えておりますのは、機能を集約して整備する多機能拠点整備型です。

続いて(4)の成果目標です。福祉施設から一般就労への移行ということで、これについては3項目ありまして、まず1つ目は福祉施設で働く利用者が、一般就労へ移っていく人数ということで、平成29年度における一般就労への移行者数は22人、これは平成24年度の実績の1.5倍を目標として設定しています。国では2倍以上で設定しております。大阪府では、なかなか難しい目標ということです。

2つ目が就労移行支援事業という、就労するための訓練を行うサービスの利用者数ですが、平成29年度末の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加させるという目標で、これは国通りとなっています。

3つ目が就労移行支援事業所ごとに障がい者が一般就労に移行する率を増加させるということで、これも大阪府は国通りの設定としています。

4ページに門真市の目標値と実績値がありますので、ご覧ください。

1つ目の目標は、平成29年度の福祉施設から一般就労へ移行する人数を22人と設定していましたが、平成27年度で19人、達成率は86.4%ということになっています。28年度の実績については、次回に提示いたします。

2つ目の目標は、平成29年度における就労移行支援事業の利用者数ですが、1.61倍ということで、人数的には63人としていましたが、平成27年度で72人の実績があり、達成率は114.3%ということで、目標は達成しています。28年度は89人の実績があり、29年度中にはさらに増加する見込みもあります。

3つ目の目標は、一般の就労へ移行する率が、利用者の3割以上になる事業所が、事業所全体の5割以上になるよう目標を設定するものでしたが、これについては平成27年度は2割にとどまっている状況です。28年度の実績については次回に提示いたします。

続きまして5ページをご覧ください。国の基本指針では、「就労継続支援B型という就労のサービスですが、このサービスの利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましい」としているだけで、実際に具体的な数値を設定していることはなかったのですが、大阪府としては平成25年度の工賃実績額に34.2%増した額を下回らない額という基準で目標を設定しておりました。これは大体13,900円くらいになるのですが、それに対して、本市の場合は、平成29年度の目標は8,211円と設定しておりました。平成27年度の工賃の平均額の実績は7,169円ということで、平成25年度実績の17.2%増にとどまっています。28年度の工賃平均額については次回に提示させていただきます。下に大阪府内の市町村の平成27年度参考ということで、最も低いのが豊中市で5,472円ということでした。本市は下から6番目に低いということになります。最も高

いのは泉南市さんで、18,430円となりますので、大阪府内の市町村でかなり開きがある状況となっています。

続きまして、6ページをご覧ください。

2、自立支援給付に関する本市の進捗状況についてご説明いたします。

第3期障がい福祉計画から第4期障がい福祉計画の期間である、24年度から29年度までの各サービスの月平均見込量と実績値に基づく、計画の進捗状況について、報告いたします。

まず、表の見方ですが、各サービスの種類ごとに2つの表を作成し、障がい種別と各年度の比較をしております。1つ目の表が利用者数の見込み量と実績値の推移、2つ目の表が利用時間数または利用日数の推移になります。

また、各障がい種別に、見込み量に対する実績値から、対見込率が100%を超えるものは、見込量よりも実績値のほうが上回っていることを示します。表の上に□で囲っているところには、特徴と思われることをコメントとして入れております。

まず、(1)訪問系サービスのうち、居宅介護ですが、これはホームヘルパーによる身体の介護、家事の援助・通院の介助を提供するサービスです。

進捗状況は、コメントにありますように、知的障がいのある人の利用人数は増加傾向にあり、28年度の対見込率は130.3%と障がい種別の中で最も見込量を上回りました。精神障がいのある人の利用人数はH26年度の93人から増加し、27・28年度はともに102人と横ばいですが、いずれの年度も見込み量を上回りました。利用時間数は26年度から年々減少し、見込量も割り込んでおり、1人当たりのヘルパーの利用時間数が減少しています。ヘルパーの利用時間を多く使わなくても生活できる軽度の障がいのある人の利用の増加が要因と思われます。障がいのある児童の利用人数は年々減少しており、28年度の対見込率は74.1%と見込量を下回っています。利用時間数も大きく減少し、対見込率は47.1%となっています。その要因としては、これまでの利用者が18歳以上に到達して、大人の利用実績に移ったこと、一時的に施設入所をされたことが考えられます。

次に、7ページをご覧ください。重度訪問介護ですが、これはホームヘルパーによる重度の障がいのある人に対する介護全般を提供するサービスです。進捗状況は、身体障がいのある人の利用人数は増加しており、28年度は見込量を上回る13人となっています。また、利用時間数の実績値も26年度に比べ、28年度には3倍近く伸びて見込量を大きく上回り、重度障がい者の利用が増加しています。増加の要因は、介護保険利用者へのサービスの上乗せ支給です。

次に、8ページをご覧ください。同行援護ですが、これは、視覚障がいのある人へ外出を支援するサービスです。身体障がいのある人、障がいのある児童の利用人数はともに横ばいで、利用時間数の実績値は増加しています。その要因は一人当たりの外出が増えたことによるものであり、対見込率も100%を超えています。

次に、9ページをご覧ください。行動援護ですが、これは、重度の知的障がいや精神障がいのある人へ外出の際の移動中の介護等を提供するサービスです。知的障がいのある人の利用人数は、11人から12人と横ばいで、ほぼ見込み通りであるものの、利用時間数は26年度の254時間が、27年度は326時間、28年度は332

時間と伸びています。その要因としては、移動支援から行動援護へのサービスの切り替えたことや、グループホーム入居者のサービス利用が増加したものと考えております。

次に、10ページをご覧ください。障がいのある人が日中に利用される、(2)日中活動系サービスのうち、①の生活介護ですが、これは、重度の障がいのある人で、福祉サービスの中でも就労することが困難な人が利用されるサービスです。知的障がいのある人の利用人数は、27年度の228人から28年度には253人に大幅に増加しました。要因は支援学校からの卒業生の利用によるものです。精神障がいのある人の利用人数は、26年度の6人から27年度は10人、28年度は13人と増加が見られますが、26年に市内に精神障がい者対象の生活介護事業所が開設したことに伴うものです。

次に、12ページをご覧ください。③の短期入所ですが、これは、ショートステイとも言いますが、介護者への介護負担の軽減などの理由で、障がいのある人が一時的に施設で宿泊するためのサービスです。進捗状況は、知的障がいのある人の27年度利用人数は、82人となり、28年度では101人と増加しています。見込率も144.3%となっています。保護者の高齢化や急な入院に伴う短期入所の長期の利用が増えたことによるものです。障がいのある児童の利用人数、利用日数はともに増加しています。27年に市内に児童の短期入所事業所が開設したことによるものです。

次に、13ページをご覧ください。④ 自立訓練ですが、これは、自立した生活ができるようになるため、身体機能や生活能力を向上させるためのサービスです。知的障がいのある人の利用人数は横ばいですが、利用日数は27年度の47人日から28年度には72人日と増加しています。要因としては、性犯罪や窃盗などの触法行為により矯正訓練目的で、生活訓練の利用人数が増加したためです。精神障がいのある人の利用人数・利用日数ともに26・27年度に増加し、28年度には減少しています。これは市内に新規の精神障がい者対象の事業所が開設したことにより増加しましたが、28年度には、サービスを休止したことにより減少しております。

次に、14ページをご覧ください。就労移行支援ですが、これは、就労を希望する人に対して、就労のための訓練を提供するサービスです。どの障がいのある人も利用人数は大幅に増加しています。ここ数年間、市内に新規事業所が開設しているためですが、市民の市内の事業所の利用割合は増加しており、障がいの種別により違いはあるものの、50～72%程度を占めています。知的障がいのある人の利用人数は増加しているものの、利用日数は減少傾向にあります。通常は、月に22～23日程度の利用が一般的であるものの、支援学校高等部生徒の卒業後の進路を決定するためのアセスメントとして利用する頻度が増え、約5日程度のみの利用になるため、利用日数の減少につながったと考えられます。

次に、15ページをご覧ください。就労継続支援A型ですが、これは、通常の事業所での雇用が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労を提供し、訓練も実施するサービスです。どの障がいのある人も見込量を大きく上回る利用人数となっています。要因としては、就労継続支援A型の新規事業所が市内に27年度は4カ所、28年度は1カ所できたことがあげられますが、近隣他市にも同様に新規事業所が開

設されています。利用人数の半数以上は、他市での利用であるため、利用範囲は広く、今後も利用人数は伸びると見込まれます。

次に、16ページをご覧ください。就労継続支援B型ですが、これは、通常の事業所での雇用が困難な人に対して、障がいの程度に見合った軽度の就労を提供し、訓練も実施するサービスです。身体障がい・精神障がいのある人の利用人数は、横ばい傾向で推移しています。知的障がいのある人の利用人数は、微増傾向にあります。市内事業所の定員はほぼ満員の状況になってきています。

次に、17ページをごらんください。生活の場所を提供する(3)居住系サービスのうち、施設入所支援ですが、これは、介護者等がいなくなることで、また介護者の高齢等により介護ができなくなった場合に、施設入所により、提供されるサービスですが、進捗状況としましては、知的障がいのある人の入所者数が減少し、身体障がい・精神障がいのある人は横ばいで推移しています。全体としては減少傾向にあり、対見込率は27・28年度と100%を割っています。入所施設からグループホームへの地域への移行や、入院・介護施設への移行、死亡等の人数が、新規入所者数より上回ったためです。

次に、その下の、②共同生活援助をご覧ください。これは、グループホームとも言いますが、施設への入所ではなく、地域の共同生活住居において、日常生活の援助を提供するサービスです。身体障がいのある人は25年度から利用がなく、知的障がいのある人の利用は横ばいとなっています。精神障がいのある人は28年度が増加傾向となっていますが、市内のグループホームへの入居が要因と考えられます。

次に、18ページをご覧ください。計画相談支援・地域相談支援のうち、①の計画相談支援ですが、これは、障害福祉サービスを使う際に作成する、サービス等利用計画で、定期的にサービスの利用状況等のモニタリングも行います。26年度から本格的にサービス等利用計画の作成とモニタリングの実施に取り組んできたため、28年度まで著しい増加となりました。障がいのある児童では、就学児童についてサービス等利用計画の作成可能な人数に対し計画の作成に取り組んだため、数はそれほど伸びていません。しかし、見込量を大きく上回っています。

次に20ページをご覧ください。3、地域生活支援事業のうち、①移動支援事業ですが、これは、障がいのために、1人では外出できない人に対して、提供する外出時の支援です。身体障がいのある人は、介護保険施設への入所、高齢により利用しなくなった、死亡等の理由により、利用人数・時間数ともに減少傾向にあります。ただし、時間帯によっては、ヘルパーが不足しているなど利用できない状況も考えられます。知的障がいのある人の利用人数は増加しており、利用時間数も見込量を上回っています。支援学校卒業生が一時的に増加し、サービスの利用が増えたこと、週末に遠方への外出が増えたことによる増加などが考えられます。障がいのある児童は、利用人数及び利用時間ともに減少しており、特に利用時間数は24年度の8,437時間から28年度は3,453時間と半分以下に減少しています。要因としては、放課後等デイサービスの利用により、一時的な学校への送迎のための利用が減ったことによるものと考えられます。

次に、22ページをご覧ください。児童福祉法に基づくサービスのうち、児童発

達支援・医療型児童発達支援ですが、これは、就学前のお子さんに能力の向上のため、療育を提供するサービスです。利用児童数・利用日数ともに、27年度から28年度は増加傾向にあります。要因としては、継続的な利用と幼稚園・保育園との併用が増えたためです。

次に、その下の、②放課後等デイサービスをご覧ください。これは、就学されているお子さんに、生活能力の向上のために療育を提供するサービスです。利用児童数の伸びが26年度の118人から、27年度が153人、28年度が182人と増加が著しく、対見込率は、27年度から見込量を大幅に増加したものの、27・28年度と150%を超えています。利用日数は、25年度の526人日が、28年度には1,880人日と3倍以上になっており、増加が著しく、要因としては、地域の学校からの利用児が増えたこと、新規開設事業所の増加に加え、障がい特性に特化した療育を実施する事業所が増えたことにより、障がい特性に応じた複数の事業所の併用利用や、長期休みの利用が重なったためと考えられます。

次に、23ページをご覧ください。保育所等訪問支援ですが、これは、障がい児が保育所等に通われている場合、その施設を訪問して、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を提供するものです。市内ではこども発達支援センターのみで実施しているため、利用人数に限られ、利用人数は26年度、27年度と横ばいでしたが、定員の増加により、28年度は27年度の3倍の利用となっています。継続利用を希望する児童が多いのですが、新規利用児への提供を優先する必要があることから、今後も定員を増加する見込みがあります。今後の見込み数につきましては、3年間の計画の見込み量を決める際に、こども発達支援センターからのご意見もいただきながらと考えております。

次に、その下の④障がい児相談支援ですが、これは、障がいのある児童がサービスを使う際に作成する、サービス等利用計画で、定期的にサービスの利用状況等のモニタリングも行います。27年3月末から放課後等デイサービスを利用する就学児に、サービス等利用計画の作成を開始したため、27年度の利用人数は12人と少なく、対見込率も66.7%と下回りました。しかし、28年度には計画作成を推進したことに伴い、利用人数は162人となり、対見込率では771.4%と著しい伸びとなっています。今後も新規利用児を含めたサービス等利用計画の作成を継続して推進していくため、利用人数の伸びは続くものと見込まれます。

以上で、議題2-③「第4期障害福祉計画の取り組み状況」についての報告を終わります。

会長： はい、ありがとうございました。皆さん、いまのご報告に関しまして、何か委員の皆さん、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。私の方から1点お聞きしたいのですが、18ページの地域移行支援ですが、精神障がい者の方は2人となっていますが、身体、知的の方はずっとゼロなんですね。このあたり、何か原因はあるのでしょうか。

事務局： 地域移行と言いますと、やはり、身体、知的障がいの方はグループホームに移行される方が多くあります。グループホームを利用して施設から退所して地域へという形が多いのですが、身体のグループホームは門真にはほとんどないということと、グループホームへ移行する場合には、地域移行支援を使わずに移行されるこ

とが普通ですので、地域移行支援の利用はせずに移られるという形で施設から退所されることとなります。

会 長： 直接行かれるということですか。

事務局： はい、その方が多いです。

会 長： ということは、精神障がいの方もそういう使い方で退院される方もおられるということですか。

事務局： 精神障がいの方は、病院から退院されるにあたっては、地域移行支援は使えるのですが、地域移行支援を提供するためには、定期的に何回も行かないといけないとか、サービス提供の中身の規定があり、それを使わずに不定期に行って、本人さんと相談しながら地域移行に結びつけていくという動きのほうが、使いやすいとか、動きやすいようできて、地域移行支援を使わずに退院を支援されることが多いです。門真ではそういうことが多いです。

会 長： はい、ありがとうございます。他何かご意見、ご質問、ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたら、引き続きご説明をお願いしたいと思います。

事務局： では、引き続き、事務局より、門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定スケジュール（案）につきまして、ご説明いたします。座って失礼いたします。

それでは資料4をご覧ください。今年度は、これまでの説明にもありましたように、計画策定のため、計4回の協議会を予定しております。資料は、計画策定までの全体の流れを記載したのですが、表の見出しのうち、会議（作成委員会・地域協議会）の欄をご覧ください。

計画策定に関しては、庁内関係各課の意見を集約する、計画作成委員会も合わせて行っております。6月に第1回計画作成委員会を行い、本日が第1回目の協議会となっております。本日は、市長から本協議会に対し、諮問を実施いたしました。次回、10月の協議会では、大阪府との計画策定に関するヒアリング、また、10月の計画作成委員会をふまえた計画素案を作成し、本協議会にてご意見を伺う予定です。

また、次の12月の協議会では、計画素案を確定するため、再度、意見等を踏まえ修正した計画素案についてご検討をいただき、来年1月には計画素案について、市民から意見を聴取するパブリックコメントを実施いたします。その後、2月には、パブリックコメントの結果を反映させた計画素案を取りまとめ、計画作成委員会及び本協議会からの答申を踏まえて計画最終案を確定する予定としております。

なお、今回の計画策定に関するニーズ調査としましては、障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査を実施し、サービス提供の実施状況及び課題、今後のサービス提供体制に関する予定等の調査を行います。また、障がい者団体からのご意見を聴取するアンケート調査を実施する予定にしており、資料の7月の欄に記載の通り、事業所調査はすでに実施しております。

また、障がい者団体への調査は現在準備中で、8月に実施、いずれも8月に取り

まとめを行い、計画素案に反映させる予定としております。

以上で、門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定スケジュール（案）についての説明を終わります。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

L委員： このスケジュールでは、当事者としてはアンケートでしか答えられないということになっているので、いつも言うように、当事者が使うサービスなので、でき上がったものを変更していくのは困難なんです。頑張ります、努めますというニュアンスがずっと続いているので、何度もいうように、こういうスケジュールではなく、できる前に、当事者のニーズをしっかりと把握していただくようお願いしたいと思います。このスケジュールでは、また、同じような計画しか出てこないと考えております。いかがですか、皆さん。

会 長： はい、L委員から当事者の声をもう少し聞くべきではないかというご意見ですが、他の委員さん、いかがでしょうか。事務局はいかがでしょうか。

事務局： まずは事業所調査、団体調査をさせていただき、当事者の方のニーズの把握に努めたいと思います。

L委員： 当事者の声を見逃さないようにお願いいたします。

会 長： できれば、当事者の方の生の声を吸い上げるようなこともお考えいただけたらと思いますが。はい、どうぞ。

D委員： さかのぼって申し訳ないのですが、最初の資料1の4ページの下のほうに、「今後は本人の適性等を把握するための就労アセスメントの強化等の取り組みが必要」と書いてありますが、今言ったことと関係あるかとは思いますが。1年以内に辞めてしまうことが多いのですが、障がい者の方ですから、どこまで把握できるかわかりませんが、本人にも色々事情を聞いて、できるだけ長く働けるような体制がとれたらいいかなと思っております。…

会 長： 他に何か、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。それでは次の議題に移りたいと思います。「議題 ④平成28年度相談支援事業の実績及び状況等について」、市が委託しております門真市障がい者基幹相談支援センターえーる、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所あんさんから順次説明をお願いいたします。

えーる： 門真市障がい者基幹相談支援センターえーるは平成27年3月に、門真市保健福祉センター1階に開所したセンターで、職員は2名となっています。資料5に記載させていただいています。

平成28年度のえーるの業務実施状況ですが、こちらに記載させていただいている通りになっています。こちらの報告書の中で、注目すべき点は、連携に関する記載内容となっております。1枚目の個別支援計画の枠の支援方法のケア会議、真中あたりになります。その項目の134件は前年度105件から29件増となっています。えーるの年間開所日から比較すると、開所日（243日）2日に1度以上は職員がケア会議に参加している計算となります。これはえーると関係機関との連携強化が進み、相談支援事業所や各関係機関が困難ケース等のケア会議にて、えー

るをアドバイザー的に参加要請する機会が増えたことが要因と考えております。

その他の連携部分では、平成28年度、医療や福祉などの他分野との連携が強化された年でありました。2枚目の中央より少し下の部分、研修会開催の項目になります。関西医科大学総合医療センターが開催する研修会への講師を依頼された詳細な内容についてです。関西医科大学総合医療センターから、退院や治療後、自宅での生活に何らかの調整が必要な障がいのある患者に対して、支援をどのようにしていくのか、支援について医療と障がい福祉が連携することが必要であるかを研修形式での講義を行い、その後意見交換を実施したという形になっています。医療側からも関心の高い研修内容となっていたため、関西医科大学総合医療センターの周辺にある様々な病院から、メディカルソーシャルワーカーや退院調整看護師が参加されていました。その詳細に関しましては、

- ・鶴見緑地病院から一般病棟や地域包括ケア病棟・回復期リハビリ病棟の職員が5名
  - ・牧りハビリテーション病院から回復期リハビリ病棟の職員4名
  - ・関西医科大学附属病院から高度救命・救急期急性期病棟の職員3名
  - ・関西医科大学総合医療センターから高度救命・救急期病棟・精神科病棟の職員6名
  - ・関西医科大学香里病院から一般病棟・訪問看護ステーションの職員2名
- 合計20名が参加されました。

役職の内訳はMSW（メディカルソーシャルワーカー）の方が17名、退院調整看護師の方が3名となっています。

この取り組みの成功をきっかけとして、平成29年度に関西医科大学総合医療センターから障がい者虐待防止の研修を依頼できないかとの打診がありました。対象が関西医科大学総合医療センターの全職員で、医師、看護師、MSW、リハビリ等の職員も加わり、さらなる障がい福祉の周知と連携強化が期待されております。

資料の3枚目にあります、指定特定相談支援事業所等に対する指導・助言に関してです。計画相談に関する指導・助言の件数と比較し、困難ケースやネットワークに関する調整の件数が3倍と多くなっています。昨年度に比べましても、この伸びが非常に大きくなってしまっていて、これは関係機関にサービス等利用計画の周知が進み、この部分が増大したということです。で、えーの役割として、困難ケースであったり、ネットワークに関する調整という部分の助言が多く求められた年であったと考えております。

これらの関係機関からの助言などで、当センターが感じた傾向として、ヘルパーの人材不足が上げられます。高齢を含めて福祉全体的に人材不足となっていますが、障がい分野ではヘルパーの不足が顕著に現れています。具体的には、希望する時間に派遣できるヘルパーが不在で、時間変更が必要となるケースが見られています。特に通院介助など固定の定期でない支援で中抜けなどがある、デメリットがある支援であったりとか、その他重度訪問介護とか行動援護など、介護保険にはないサービス等のヘルパーの確保が難しくなっており、相談支援専門員が調整をするのに時間を要しているのが実態です。

移動支援に関しましては、人材不足に加えてヘルパーの成り手は主婦層が多く、土・日・祝や平日の夕方など、利用者が希望する時間帯には勤務が難しいことがあげられています。

特に最近では景気の回復により、有効求人倍率が高くなっており、障がい福祉分野の人材確保が非常に難しくなっており、特にヘルパーなどは少ない人材をヘルパー事業所間で競争して確保している状態です。ヘルパーなど、なるために資格が必要な職種は、事業所が人材確保する前にヘルパーになるための研修講座が必要になります。その研修講座の受講を希望する人を増やす試みが必要ですが、これは個々の法人努力では難しいと感じています。

短期入所では、近年事業所の新規開所が複数個所あり、希望する日に利用しやすい環境ができつつあります。しかし強度行動障がいの方や重度障がいのある方などは、短期入所の受け入れ可能な事業所がまだまだ少ない状況です。加えて適切な支援ができる高度なスキルが必要ということもありまして、短期入所を利用したのちに、自宅へ帰った後、障がいのある方が不安定になってしまうというリスクもあるため、保護者も利用することに二の足を踏んでいる状況があります。

それ以外にも、短期入所で緊急かつ長期の受け入れが難しい状況があります。保護者の緊急入院など、様々な理由で緊急かつ長期の利用が必要となった場合、受け入れ可能な施設が見つかったとしても、利用可能日数が1～3日間など短期で、複数の施設を転々としながら長期間の利用を調整することがあります。これらを調整するのに、相談員等が点在している施設間の移動などを支援することもあるため、業務が煩雑し、さらに調整を困難としている現状があります。

緊急時に門真市内で1～2週間の間、短期入所できる枠の確保が可能となれば、その間にその他のサービスの調整がスムーズになり、その後の支援が容易となります。しかしそのような施設は現状ではありません。来年度に多機能型の地域生活支援拠点がスタートすると聞いています。この事業が実施された後は、この短期入所における2つの問題は解決できるのではないかと期待しています。

以上が えーるの報告です。

会 長： ジェイ・エスさんからお願いします。

ジェイ・エス： 門真市障がい者相談支援センタージェイ・エスより平成28年度の当センターの実施報告をさせていただきます。資料6をご覧ください。報告書の中から要点として3点をこれよりお伝えさせていただきたいと思っております。

1点目、平成28年度の相談全体としては例年と大きく変わるところはございませんでしたが、中でも引越し・入退院など環境の変化に伴う方への支援が多かったのが印象です。長期的、繰り返しの関わりが必要となり、福祉サービス以外での相談も多く寄せられ、委託の相談として機能できたのではないかと感じております。

実例としましては、入退院を繰り返し、退院後の生活が安定しない方への支援です。福祉サービスに繋がり生活環境を整えるも、すぐにサービスを拒否、支援機関からの関係を断ってはまた相談があるなどを繰り返す方。一人暮らしが困難な方と退院後の生活について一緒に考えるが、将来的な不安が強くなかなか生活イメージが持てない方。生活困窮世帯であり、虐待の疑いのある世帯への支援にお

いては、本人に問題意識が全くなく、同じ生活を繰り返している方。ケースとしては他にも様々あり、平成28年度だけの特徴と言う訳ではありませんが、本人に問題意識がない、支援に拒否的な方へのアプローチが難しく感じております。実際に本人より相談は入るのですが、気持の波により関わりが困難になることもあります。福祉サービスの構築・情報提供、関係機関とのコーディネートだけではなく、本人の気持ちにいかにか寄り添い、本人自身が納得して進んで行くまで声掛けを見守りながらの支援が必要となり、そのためには傾聴していくことが当センターとしてとても重要であると改めて感じております。

社会資源の情報収集、関係機関との連携などハード面の強化だけでなく、今後ますます傾聴力といったソフト面に対しても、当センターとしては研鑽していく必要があると考えております。

2点目、今年度の当センターに相談があった実人数は286名となっています。前年度の相談者の実人数は267名になっており、前年度と大きな変化はございません。男女内訳や障がい種別内訳についても、その割合は昨年と大きな差はなく、例年大きな変化がない状況となっております。この数字から読み取れることとして、当センターの周知活動についてまだまだ不足しているという点です。今年度新規の登録者からは「当センターの存在を初めて知った」という方も多くおられ、周知活動の方法についてさらに検討が必要と感じております。

3点目、相談の中で見えてきた地域での課題につきまして、居宅介護事業所は門真市にも多く存在し新規事業所も増えております。しかし土日の利用や平日の朝や夕方等、サービス利用のニーズが高まる曜日・時間帯などはどうしても重なってしまいます。限定的な時間や曜日のマンパワー不足があると感じております。

グループホームについても、門真市に新しく立ち上がる事業所が増え、充実している反面、身体障がい者や精神障がい者など各障がいに特化して受け入れている事業所というのは少なく感じます、今後もより三障がいの対応可能なグループホームが立ち上がればと感じております。

医療機関との連携も増えておりますが、そもそも本人が医療機関に繋がらないケースもあります。アルコール依存の方や精神的な波のある方で、治療の意思がなく、医療機関と関わりがない方への支援については、関わりが難しく感じております。

福祉サービスについて充実しつつある部分もありますが、補いきれない部分もあり、そういったところを当センターとして相談を通して解決に向けた支援をしていきたいと今後も考えております。

以上が門真市障がい者相談支援センタージェイ・エスからの報告です。

会 長： あんさんからお願いします。

あ ん： 当事業所は、正職員1名、兼務職員2名の計3名で、精神障がいの方を中心として、相談事業を行っている事業所です。数値についてはお配りしている資料7にございますので、目を通していただきたいと存じます。

まずは計画相談についてですが、門真市全体の件数がほぼ100%に近づき、指定特定事業所、計画相談を実施する事業所も増えたことから、当事業所への新規依頼は年間で10件未満となっております。今後の方向性としまして、具体的な内容や

相談の質の向上等、話し合いも行う予定ですが、その前に事業所間や市との調整、さらに身近に相談できる関係性が構築されたことで結果的に埋もれていたケースが掘り起こされ、地域課題である世帯全体に総合して支援が必要であるケース等がこれまで以上に浮き彫りになってきた現状の解決や対応策等についても話し合う必要性があり、また、その内容が多岐にわたっている状況です。

委託相談については、近年関係機関からの依頼も多岐にわたり、中でも触法のケースや未治療の方、薬物、アルコール依存、世帯全体が困難ケースであるなどは、医療機関や保健所、行政機関との連携も必要不可欠な状況です。また、制度の複雑化も伴って、依頼する側の理解度や本人・家族の状況、また地域の受け入れ環境等が不透明な状態で依頼があり、状況把握のためにケア会議を開いた中で様々な困難や調整を必要とするケースであることが発覚するケースなども増えている傾向にあります。

総括として、近年さらに増加傾向にあるのが発達障がいとか、ボーダーラインではあるものの療育手帳の取得には至らないケースが、様々な過程で精神障がいを併発し、精神保健福祉手帳を取得しているケースがあります。手帳をお持ちなので、こちらのほうで相談を受けることがあります。各会議の中で、支援学校の生徒の中にも療育手帳の取得が見込めず、手帳未所持になることを避けるために精神保健福祉手帳の取得に踏み切るケースが増えつつあるという報告も受けています。今後はこれまでの精神障がいの支援状況とは異なった支援が求められることが考えられている状況です。

以上で報告を終わります。

会 長： はい、ありがとうございます。ただいま、相談支援事業所から報告をいただきましたが、この件に関しまして委員の皆様、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

L委員： 報告ということ言えば、報告でいいのですが、報告に関しての課題がどうなのか。私たち当事者から言うと、ヘルパー不足はわかっていることですし。この次第で報告とあるので、報告で間違いはないのだけれども、この協議会において相談支援事業所さんの位置づけは大きいものであり、ここで報告、課題を出してきたところで、その課題をどうこの一年関わってきたかを、その動きを少しはお話してくだらないと。いつも私たちのほうは実際にはわかっている、ヘルパーさんについても、今、発表された以上に、ヘルパー不足に関しては、私たちは20日前に申し込まないと、緊急な用事ができたとしても、ヘルパーなどはついでいただけないですし、暮らしの支えにならない状況で暮らしていることが多いです。そういうことを相談支援センターの担当の方にもお話しています。また、短期入所に関してもできましたので、見学させて、体験させてほしいと言いました。そうしたら、スプリンクラーがないから、区分3までの人ならいいですよ。そんなふうに、空いていますよと行政は言いますが、重度の場合、実際には断られるんです。そういう状況の中で、3障がいがというようなことで報告もされましたし、あんさんのほうからも発達障がいの人たちが増えているのでどうしようかというような事も、私たちは既に知っています。この課題を報告だけではなく、この協議会でどんなふうに、1年間取り組んできた課題に相談支援センターや行政の皆

さんは、次回はこんなふうに取り組みみます、進むと思いますくらいのことはほしいと思います。なので、次第のほうに、すみませんけれども、次回は報告するのではなく、報告から課題について協議を何かしてくださいとか、協議をしましょうみたいな、ここの次第の議題を変えてほしいと思った次第です。すみません。

会 長： はい、ということで、報告だけではなく、色々な課題があるけれども、その課題について解決に向けて検討していくという、そういった趣向もいるのではないかというご意見ですが。いかがでしょうか。当然、この協議会はそういう協議の場であるとは認識していますので。課題は色々あるとは思いますが、事業所は事業所で、行政は行政でこういう形で取り組んできたけれども、どうしてもこのあたりが行き詰るということがあれば、また、協議会の中でそういう問題を検討していく場を設定していくということもあり得るだろうし、動いていくような、聞くだけではなくて、どうしたらよいかを一緒に考えて動いていくというような、そのようなダイナミックさがあるのかなという気がしますね。そのあたり、事務局のほうでご検討をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 進め方についても、もう少し検討してまいりたいと思います。

会 長： よろしくお願ひいたします。他に。はい、どうぞ。

C委員： 今のサービスとか、行政側の課題もあると思いますが、相談支援事業所3事業所さんからの報告の内容を聞いていましたが、プランを作成するのが、委託事業所の2か所で全体の4割を作成しているということで、それが大体成人で1,000くらい、児童で300、合わせて1,300の内の4割近くを2か所で、残りの8か所が6割近くというようなことで、それが他の委託事業所は採算が取れないというような内容の報告があるんですが。委託事業所にはそれなりの業務がありますが、ただ、プランを作ったけれども、アセスメント、計画を作ってからさらにその利用状況についてどれくらい利用者さんと相談されているのか、大丈夫かなということがあります。新規のプラン1件当たりとか、アセスメントする費用とか、委託事業所が採算取れるような報酬も踏まえて、相談支援専門員が当事者の方の状況を踏まえてプランを作成し、見直しをして、その後で足りないサービス、効果的なサービスをめざしていくことが必要ではないかなと思います。採算性が取れないから、相談支援専門員のマンパワー不足ということも書かれていますので。利用者にとって十分な中身のプランが作られているのか、見直しもされているのか、というようなことが疑問に残るような内容で、それも課題かと思います。その上で、最初にえーの方が医療機関との連携を今後図っていくことが必要ということがありました。地域包括ケアシステム、そうなってくると、身近な医療機関での相談がますます課題になってきます。相談支援専門員が十分余裕を持って相談ができて初めて他の関係機関と連携して相談ができるかなと。現状では、計画相談を最優先にしたいということもあったかと思いますが、利用者の方もサービスがきっちり足りているのかということと、もう一つはその上で、相談支援専門員が課題を見つけて、他機関と相談できるような時間を確保することかと思います。十分、相談支援専門員が相談できるような、経営がうまくできるようなことも考えてほしいと思います。

会 長： 相談支援専門員さんの役割だとか、計画相談もあるだろうし。それと一般相談もか

なりシビアな問題も抱えておられると思いますが。もう少し相談員さんの資質の向上といいますか、そのあたりと、採算性のことは良くわかりませんが、そのあたりは。事業所は事業所で、どのくらいのニーズがあつてとそのあたりはおさえると思いますが、そのあたり、全体的にはどうなんですか。採算が取れない事業所がかなりあるのですか。

えーる： 採算が合う、合わないという部分ではなく、計画相談の部分に関しまして、障がいと高齢と比較すると、高齢のほうがケアマネ1人当たり35名という受け持ち件数で、1人のケアマネジャーの人件費を確保しているということになりますが、障がいのほうは1件当たりの単価は決まっています、モニタリングの回数は決まっています。概ね6か月に1回程度で、1件当たり年間29,000円程度の単価になります。それがために、1人の相談支援専門員が受け持ち件数を100件を超えて計画相談を持っている形になっていますので、C委員がおっしゃったように、採算ベースで考える時に、非常に難しい制度という形になっています。そのようなことは、国の指針ですとか、大阪府の福祉部障がい福祉室の資料、提言書ですね、そういったところもしっかり明言されているように、なかなか指定特定相談支援事業だけで相談支援専門員を確保できない、それが故に兼務の相談支援専門員がいる、いわゆるヘルパー事業所のサービス提供責任者と相談支援専門員をやっているとか、就労継続支援B型事業所の支援員も兼務しているというような職員も多くいます。ですので、専任だと受け持ち件数を100名を超えたりとか、100名前後の担当を持っている。兼務ですと、受け持ち件数は少なくはなるのですが、どうしても他の仕事があり、なかなか人材不足が解消できない現状であるということです。

会 長： シビアな状況であると思うのですが、単価にしろ国の制度なので、そのあたりは。はい、どうぞ。

あ ん： 相談支援専門員も質の向上のことがありましたが、3年前ですか、相談支援専門員の連絡会がありまして、現在は新しい事業所の方にも必ず入っていただいて、勉強会や事例検討会などを行っています。十分ではないこともあるかとは思いますが、アセスメントとかモニタリングに関しては、モニタリングは6か月に1回、介護保険は毎月訪問ということで、違いはありますが、相談支援専門員が必要な部分は毎月必要ということであれば、提案をして市とは協議して、場合によっては認められて実施する場合もございます。色々なケースがありますので、そのあたりは協議してやっているところがございます。相談支援単独で運営している所は少ない。門真でも介護保険と障がいをしていたり、就労継続支援とか他の事業を展開しているなかで運営をしている中で、必要性を感じて応えていくという状況です。

会 長： 障がいの部分で、共生型というのもありますので、今後、どういう形で推移していくのか、少し注目していきたいと思いますが、そのあたり、よろしく願いしたいと思います。ほか、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

L委員： 頑張っていることはわかるのですが、計画相談のほうが、何もかも親が一生担えない分、きちんと立ててもらわないといけない部分では、ケース会議を持っていたかかないと、モニタリングにまず事業所に行っていただく、という

ように、各事業所が点、点で今は動いてくださっていることが多くて、会する機会が少ないです。そのへんは、今はきちんと立てていただいていると相談員さんを信用していますが、親亡き後のことを考えますと、モニタリングの都度、ケース会議をしていただいて、関係機関の方々と、しゃべれない障がい者もたくさんいらっしゃると思いますので、その人の人生を一步前進の計画を立てていただけるように。今の受給でいいですねということが多いのと、親が探さないといけないということが多くて。個人的なことで申し訳ないですが、私の息子が生活介護事業所を利用することになったんです。そしたら、最初は週5で月から金まで利用できると思って契約をさせてもらったら、事業所に慣れないうちはということで、週3日というようにちょっと待って下さい、ということで、3月に契約しているのですが、今でも週5にさせていただけてないんです。利用できていないんです。それが計画相談員がいて、他の所を探してくださるわけでもないし、お話ししてくださるわけでもないし、私はここと契約をして本当に良かったのかどうか、他を探さないといけないのかどうか、やはり悩んでいます。でも、計画相談員も時間もなお忙しいしと思って、今のところは自分で選んでいるところです。そういう部分の、当事者の苦しさを本当に理解しているのか考えながら、お忙しいのは重々わかっていますが、件数ではなくて、やはり中身の充実をしていってくださらないと、現実、私たちは暮らしの支えになってもらわないと、どうにもならないので。採算は、私たちの会のほうでも国へ要望はできますし、是非、中身の充実を本当に急いでやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長： よろしく願いいたします。ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

E委員： 相談支援のことではないのですが、それ以外でも構いませんか。

会 長： はい、どうぞ。

E委員： スケジュールについて、先程、L委員さんが言われたように、当事者または関係者からの意見の吸い上げがやはり弱いかと思います。というのは、7月のスケジュールの中で、障がい者団体のアンケートということで、実際に回っていると思いますが、このあたりが当事者に一番近い意見の吸い上げかなと思うのです。でも、私どもアンケートを見させていただいて、やはり、制度の狭間で疑問に思っている、また、抜け落ちているような内容を、障がい福祉計画で取り上げて計画書を作らなければならないと思います。そう考えますと、早い時期に福祉計画の中にある項目別に分けて、例えばパブリックコメントのようなことを、それぞれの団体、それらに属している方々にアンケートをされたらどうかというように思います。丁度今は、7月、8月の早い時期ですので、それは可能かなと思います。それから、パブリックコメントというのは、計画素案がなければできないんですよね。内容というのは、素案ですよ。計画素案に対するパブリックコメントということですね。ですから、それは最終段階になるかと思いますが、もう少し細かい意見を吸い上げる、そういう方法を講じたらどうかと思います。

会 長： はい、ありがとうございます。そのあたりも検討してください。ほか、ございませんでしょうか。ないようですので、次の「議題⑤ 障害者優先調達推進法に係る市の取組について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、私より、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る平成28年度の取組状況について、ご説明させていただきます。申し訳ありませんが、資料の訂正があります。資料8-1ですが、まず、②番の3行目（資料9-2）となっておりますのを、8-2にさせていただいて、③の3行目、（資料9-4）を8-4に訂正をお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。資料8-1をご覧ください。障害者優先調達推進法につきましては、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的としておりまして、平成25年4月1日に施行されております。

平成28年度の調達実績につきましては、資料2をご覧ください。役務については、実績がございませんでしたが、物品については、庁内4課から市内5施設に対し、耳かき付綿棒セット、お弁当、災害用備蓄物資、ゴミ袋等の発注を行った結果、物品の当初の目標額170万円を超える2,074,106円の実績を上げております。

続きまして、資料3をご覧ください。平成25年の法施行からの目標と実績につきまして、表にさせていただきます。役務につきましては、未だ実績はありませんが、物品におきましては、毎年目標を超える実績を上げております。

なお、障害者優先調達推進法第6条におきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、資料8-4の通り、平成29年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を平成29年5月29日に制定し、5月29日より市HPにて公開を行っております。

29年度につきましても、前年度実績を上回る調達目標として、物品は200万円、役務は10万円と設定しており、物品につきましては、現時点におきまして、文化・自治振興課にて、耳かき付綿棒セット、お弁当、ティッシュ、サージカルマスク、危機管理課において、アルファ化米、缶入りパン等の災害用備蓄物資の発注が予定されております。

今後につきましても、29年度の調達目標の達成に向けまして、障害者就労施設等と一層連携を密にするとともに、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

障害者優先調達推進法に係る平成28年度の取組状況についての説明は、以上でございます。

会長： はい、ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

E委員： 前回の協議会でも言わせていただきましたが、予算について少しずつ上がっているということで、努力していただいていることは良くわかります。実際にこの中の物品購入の中で、利益となっているのは非常に少ないので、今後、さらに努力をしていただきたいと思います。それから、資料8-3ですが、平成28年度の目標が170万円で、実績が207万4,106円となっています。確かに、非常に努力していただいているのは、金額実績として挙がっておるのですが、29年度に207万とならずに、200万というのは、どういうことかなと思ひまして。実績から考えていただ

いたら、もう少し上がるのではないかと思います。それから、役務というものについて、平成25年度から実績が計上されておられません。そのへんでも、是非、努力していただいて。実際に29年度の予算は、28年度の実績を上回るようにはならないのでしょうか。

事務局：平成29年度の目標については、実質28年度の実績から、役務はゼロでしたが、そちらの方を上回るように設定はしております、役務と物品を合計しまして、200万を超える目標とさせていただきます。

会 長：よろしいでしょうか。

事務局：役務については、今年度、庁内におきまして、公共施設の清掃とかを担当している課がありますので、そちらにアンケートをさせていただいて、障がいのある方がそういったことに就労できるのかどうかを調査しているところで、実績が計上できるように努力したいと思います。

会 長：ほかにございませんでしょうか。ないようですので、それでは「議題の⑥ その他」について、今後の会議の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：資料4の中でもご説明申し上げました通り、今年度中に予定しております、障がい者地域協議会は、今後計画策定のために10月、12月、2月の合計3回を予定しております。第2回は10月を予定していますので、8月から9月にかけて日程調整をさせていただきたく、予定しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

会 長：はい、ということで、何かご質問ございませんでしょうか。ないようですので、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。どうも長時間、ありがとうございました。